○環境省令第三十二号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月八日

環境大臣　望月　義夫

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第三十号）を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年九月八日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第十号

天皇皇后両陛下は、九月十七日から同月十八日まで栃木県へ行幸啓になる。

平成二十七年九月八日

宮内庁長官　風岡　典之

○総務省告示第三百九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十六条第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百十三号（重要通信を行う機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月八日

総務大臣　山本　早苗

表水防機関の項中「独立行政法人森林総合研究所　独立行政法人土木研究所　独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所　国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所」に改め、同表災害救助機関の項中「内閣府　金融庁　総務省　財務省　文部科学省　文化庁　厚生労働省　農林水産省　経済産業省　中小企業庁　国土地理院　環境省　原子力規制委員会　独立行政法人放射線医学総合研究所　独立行政法人日本原子力研究開発機構　独立行政法人国立病院機構　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」及び「日本銀行　日本赤十字社　公益社団法人日本医師会」を削り、「第一条の五に定める病院・診療所」を「第一条の五第一項に定める病院及び同条第二項に定める診療所」に、「第二条に定める石油コンビナート等特別防災区域の」を「第二条第六号に定める」に、「第二十七条第一項に掲げる」を「第二十七条第一項に定める」に、「製造所・貯蔵所・取扱所」を「製造所、貯蔵所及び取扱所」に改め、「日本郵便株式会社」を削り、「第二条第六号」を「第二条第三号に定める指定行政機関、同条第四号に定める指定公共機関及び同条第六号」に、「第二条に定める指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関」を「第二条第四号に定める指定行政機関、同条第五号に定める指定地方行政機関及び同条第六号に定める指定公共機関」に改め、同表輸送の確保に直接関係がある機関の項中「独立行政法人水産総合研究センター　独立行政法人海上技術安全研究所　独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人水産総合研究センター　国立研究開発法人海上技術安全研究所　国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改め、同表新聞社等の機関の項中「政治・経済・文化」を「政治、経済、文化」に改める。

○総務省告示第三百十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の四十第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第四百九十七号（地方税法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年九月八日

総務大臣　山本　早苗

本則中「ソフトバンクモバイル株式会社」を「ソフトバンク株式会社」に改める。

○総務省告示第三百十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成十六年総務省告示第六百九十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月八日

総務大臣　山本　早苗

第十七条第二項第三号中「選定する旨」の下に「、再委託を行うに当たって、受信者情報取扱事業者への文書による事前報告を行う又は受信者情報取扱事業者の承認を求める旨」を加え、同項に次の二号を加える。

四　契約終了時の個人データの取扱いに関する事項

五　契約の内容を遵守しなかった場合の措置に関する事項

○総務省　法務省　経済産業省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省令第二号・法務省令第二号・経済産業省令第二号）第五条第一項第一号の規定に基づき、同号の主務大臣が告示で定める書類を次のように定める。

平成二十七年九月八日

総務大臣　山本　早苗

法務大臣　上川　陽子

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第八条第一項に規定する司法書士名簿の写し（電磁的記録で作成されたものを含む。）

二　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第八条第一項に規定する土地家屋調査士名簿の写し（電磁的記録で作成されたものを含む。）

三　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項に規定する行政書士名簿の写し（電磁的記録で作成されたものを含む。）

四　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条に規定する税理士名簿の写し（電磁的記録で作成されたものを含む。）

五　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の二第一項に規定する社会保険労務士名簿の写し（電磁的記録で作成されたものを含む。）

○法務省告示第四百六十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年九月八日

法務大臣　上川　陽子

住所　長野県松本市沢村２丁目４番13号
金俊彪　平成３年２月６日生

住所　山梨県甲斐市篠原2306番地７
マルシオ・タカオ・アンボ・ヨシモリ　昭和51年９月４日生

住所　山梨県甲斐市篠原2306番地６
マルコス・アキオ・アンボ・ヨシモリ　昭和51年９月４日生

パトリシア・サユリ・アンボ・ヨシモリ　昭和54年８月13日生

ヴスタヴォ・カイト・アンボ・ヨシモリ　平成18年５月８日生

エイミ・カエラ・アンボ・ヨシモリ　平成22年６月２日生

ダニロ・エイキ・アンボ・ヨシモリ　平成24年12月７日生

住所　和歌山県海南市重根456番地２
桂峰美　昭和60年７月30日生

住所　長野市大字大豆島2039番地１
金有美　平成６年１月27日生

住所　長野市大字北長池350番地
常章慶　昭和36年４月29日生

住所　長野県東御市加沢902番地１
常秋浩　昭和60年９月18日生

住所　長野県東御市滋野乙1667番地１
常美奈　昭和61年８月28日生

住所　茨城県常総市豊兵エ新田332番地１
ボンバッ・アノンタクン　昭和62年４月30日生

住所　東京都港区六本木２丁目３番５―1304号
呉圭祟　昭和58年４月９日生

住所　横浜市戸塚区深谷町54番地23
劉冬雲　昭和33年１月７日生

住所　横浜市保土ケ谷区和田１丁目21番10―503号
銭美仙　昭和28年10月８日生

住所　横浜市戸塚区平戸町1174番地１
劉世英　昭和42年９月10日生

劉明亮　平成13年８月４日生
住所　横浜市南区六ツ川２丁目118番地32

劉明涛　平成４年10月６日生
住所　横浜市西区平沼１丁目21番３―407号

金京里　昭和59年９月28日生
住所　横浜市保土ケ谷区常盤台37番19―303号

師芸嘉　平成５年６月19日生